

瀬戸市情報公開審査会答申第13号

1 審査会の結論

「2006年度、瀬戸市立小中学校長が提出した「教職員評価制度による評価実施報告書」」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

ただし、実施機関の決定は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第4条第6号に規定する不開示情報の該当性について検討する余地を残すものである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第3条の規定に基づき、異議申立人が平成19年8月27日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成19年9月10日付け19瀬学教第1141号により実施機関が行なった一部開示決定処分について、この処分の取り消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書は、単なる報告であるため、条例第4条第5号に規定する「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当しない。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書中「評価を実施した上でのご意見・問題点等（忌憚のないご意見を記入してください）」欄の記載内容は、教職員評価制度（以下「評価制度」という。）がより良い制度となるよう、試行として実施された評価制度に対する意見や問題点等の指摘（以下「意見等」という。）である。

これら意見等は愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）に集約され、県教委が設置する教職員評価制度調査研究専門部会及び学校の組織運営に関する調査研究会（以下「専門部会等」という。）において評価制度を協議する上で活用されている。

また、意見等には、校長が教職員及び評価に対する思いを述べている部分がある。これらを開示することにより、校長は被評価者の意欲、評価者の信頼性、保護者・地域住民の心情に配慮してしまい、率直な意見の交換が損なわれてしまう。

以上のことから、本件対象文書は条例第4条第5号の不開示情報に該当する。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成19年10月11日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同 年10月26日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同 年11月 6日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 同 年11月16日 実施機関から補充説明書を收受
- (5) 同 年11月19日 異議申立人から補充意見書を收受
実施機関からの説明聴取
- (6) 同 年11月22日 県教委に対し事実関係調査
- (7) 同 年11月27日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、本件対象文書が条例第4条第5号に該当する不開示情報に該当しないと主張し、全部開示を求めている。そこで、当審査会は、本件対象文書の不開示情報該当性について審査を行い、次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

県教委は、教職員の人材育成と能力開発を目指すとともに学校組織の活性化と教育活動の充実を図るため、教職員の教育活動を適正に評価する制度を調査研究している。平成18年度及び平成19年度においては、評価制度を部分的に試行する中で運用上の問題点等の収集、分析及び解決を図り、平成20年度の全面的な実施を目指しているところである。

評価制度の試行における運用上の問題点等を収集するに当たり、県教委は、評価者である校長に対し「教職員評価制度による評価実施報告書」の提出を求めている。「教職員評価制度による評価実施報告書」の様式は、学校名、評価期間等の事実関係を記入するほか、評価者の意見等を記入することとされており、記入に際し忌憚のな

い意見を求める旨指示している。

本件対象文書は、瀬戸市内の各小中学校長（以下「各校長」という。）がそれぞれ意見等を記入し、実施機関を経由して県教委に提出された上記の「教職員評価制度による評価実施報告書」である。

(2) 条例第4条第5号該当性について

条例第4条第5号は、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当審査会が本件対象文書の用途について県教委に照会したところ、各校長が記入した意見等は県教委で集約され、専門部会等における評価制度に関する協議の中で活用されているとの回答を得た。

また、本件対象文書の「評価を実施した上でのご意見・問題点等」の欄に「忌憚のないご意見を記入してください」とカッコ書きで表記されているとおり、県教委は、意見等の記入に当たり各校長の率直な意見の記載を期待しており、各校長はこの意を受けて意見等を記入している。仮に本件対象文書が全部開示されるならば、被評価者等への配慮などから各校長は率直な意見の表明を躊躇してしまい、本来、率直な意見を基礎としてなされるべき制度構築のための検討が困難となるなど、専門部会等の協議が形骸化するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書は、他の地方公共団体の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであり、条例第4条第5号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 条例第4条第6号の不開示情報該当性について

実施機関は本件対象文書の開示に当たり条例第4条第5号の規定による不開示情報該当性を適用したが、当審査会では本件対象文書の性質、内容を考慮し、条例第4条第6号に規定する不開示情報の該当性についても検討を行った。

条例第4条第6号は、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定し、その一つとして「エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を例示している。

本件対象文書は、より良い評価制度を確立するために校長に求められた意見が記載されたものであって、本件対象文書に記載された意見の中には個々の教職員の人事評価を内包する情報が記載されており、こうした情報を公にすることにより、各校長の人事管理に係る事務について例示されているようなおそれを生じるものと考えられる。

さらに、同号本文は、例示のほかに「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定しているのであり、仮に人事管理に係る情報が記載されていないとしても、同号該当性について検討すべき余地が十分にあったものと判断する。

(4) 本件対象文書の開示の実施方法について

実施機関は、本件対象文書の開示に当たり学校番号、学校名、評価者氏名、評価者の印影、人員、評価を行った者の氏名、全校児童生徒数を不開示とし、その余の情報を開示した。

これは、学校長名が特定できる部分を除くことにより不開示情報を保護すると共に不開示部分を必要最小限にしようとしたものであり、条例の趣旨に合致すると考える。

したがって、本件対象文書の開示の実施に当たり、実施機関が行った開示の実施方法は妥当であると認められる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、上記 1 記載のとおり判断した。